

佐賀県医 第1477号 (F)
平成24年 2月 7日

医療機関の開設者・管理者 各位

佐賀県医師会長
池田 秀夫
〔公印省略〕

佐賀県における「子どもの医療費助成事業」の実施及び請求方法について（通知）

現在、佐賀県では、「乳幼児医療費助成事業」として、乳幼児の医療費助成を実施する市町に対し県から補助が行われていますが、平成24年4月診療分から、「子どもの医療費助成事業」として、就学前の子どもの保護者が医療機関の窓口で一部負担額だけを支払う方式（現物給付）に改正されます。

今回の改正概要は、県の補助対象が現在の「3歳未満の入院と通院、3歳以上就学前の入院」から、「0歳から就学前の子どもの入院と通院」へ拡大され、窓口での支払い方法が現物給付化に統一されるとともに、窓口での一部負担額が見直されています。

また、医療機関での事務負担の軽減のため、審査支払業務のうち、被用者保険加入者分は、新たに「社会保険診療報酬支払基金」が事務を行うことになり、国民健康保険加入者分は引き続き「佐賀県国民健康保険団体連合会」で事務が行われます。「制度改正の概要」については、別添のとおりです。

又、今回の制度改正に伴い、支払基金より、支払基金佐賀支部と佐賀県国保連合会が協議して作成した、平成24年4月診療分からの子ども医療費助成事業に係る「レセプト記載事例（社保・国保）」が通知されました。

つきましては、貴院におかれましても本件について、ご承知下さいますと共に平成24年4月診療分以降の制度改正に適切に対応下さいますようお願いいたします。

なお、「子どもの医療費助成事業に係るレセプト等の記載事例」については、支払基金より全医療機関に送付されますが、同文書を佐賀県医師会ホームページのメンバーズルーム・メディカルトピックスに掲載しておりますのでご参照下さい。

また、インターネットへ接続されていない医療機関におかれましては、所属の郡市医師会若しくは本会までご連絡いただければお届けいたします。

参考URL）「佐賀県医師会ホームページ内 メンバーズルーム・メディカルトピックス」

http://www.saga.med.or.jp/saga_med/members/library/cgi-bin/index.html

（添付資料）

1. 子どもの医療費助成事業について（制度の概要）

地域医療課(担当：島・富吉)

TEL 0952-33-1414 FAX 0952-33-0102

EML staff-shima@saga.med.or.jp

子どもの医療費助成事業について

平成24年4月診療分から、佐賀県内の市町が実施する医療費助成事業の「子どもの医療費助成事業」に係る審査支払事務を被用者保険は社会保険診療報酬支払基金佐賀支部、国民健康保険は佐賀県国民健康保険団体連合会が受託することとなりましたのでお知らせします。

制度改正の概要

(現行：平成24年3月31日受診分まで 改正後：平成24年4月1日受診分から)

★ 事業の名称変更

(現行) 乳幼児医療助成事業



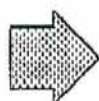
(改正後) 子どもの医療費助成事業

★ 窓口での支払方法の変更

※ 現物給付の対象年齢を拡大

(現行)

- ・ 3歳未満の入院と入院外
- 窓口定額一部払方式 (現物給付)



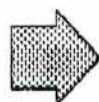
(改正後)

- ・ 0歳から就学前の子どもの入院と入院外
- 窓口定額一部払方式 (現物給付)

★ 患者負担額の変更

(現行)

- ひと月：1医療機関につき
- ・ 入院外：上限 300円
 - ・ 入院：上限 300円



(改正後)

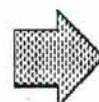
- ひと月：1医療機関につき
- ・ 入院外：上限600円を2回まで
- 窓口での請求額が600円に満たない場合は、その額で1回とみなします。また、600円に満たない場合の負担金の請求書への記載は1円単位で記載
- ・ 入院：上限1,000円

★ 制度改正後においても、食事療養費は助成対象外です。また、調剤報酬の、子どもの医療費助成事業に係る患者負担額はありません。

★ 審査支払機関の変更

(現行)

- ・ 佐賀県国民健康保険団体連合会



(改正後)

- ・ 佐賀県国民健康保険団体連合会 (国保分)
- ・ 社会保険診療報酬支払基金佐賀支部 (社保分)

※ 制度改正以前分 (乳幼児医療費助成 平成24年3月31日まで) の月遅れ分請求については、佐賀県国民健康保険団体連合会へ請求願います。

★ 請求方法の変更

※ 被用者保険 (社会保険分) も併用レセプトで支払基金佐賀支部に請求することになります。

子どもの医療費助成事業に 係る記載事例等について

社会保険診療報酬支払基金佐賀支部
佐賀県国民健康保険団体連合会
(平成 24 年 2 月)

■ お問い合わせ先

- ・ 社会保険診療報酬支払基金佐賀支部
0952 - 31 - 5510(代) 事業管理課(内線301～303)
- ・ 佐賀県国民健康保険団体連合会
0952 - 26 - 4183 審査課(医科)
0952 - 26 - 4301 審査管理課(歯科・調剤)

目 次

1. 子どもの医療費助成事業に係る請求書の作成について	1
2. 子どもの医療費助成事業に係るレセプトの作成について	2
※負担金記載要領(医科・調剤、歯科の療養の給付欄)	3
3. 請求書等記載事例及び計算事例 (医科)	
事例 1 医療保険・子どもの医療(2 併・通院)	4
事例 2 医療保険・子どもの医療(2 併・通院)	5
事例 3 医療保険・育成医療・子どもの医療(3 併・通院)	6
事例 4 医療保険・子どもの医療(2 併・入院)	7
事例 5 医療保険・育成医療・子どもの医療(3 併・入院)	8
事例 6 医療保険・小児慢性・子どもの医療(3 併・入院)	9
事例 7 医療保険・小児慢性・子どもの医療(3 併・入院)	10
(高額療養費あり)	

1. 子どもの医療費助成事業に係る請求書の作成について

【 社保・国保共通 】

* レセプトを紙媒体にて提出される場合は、診療報酬請求書の記載が必要です。

(従前からある公費負担医療に係る請求書の記載方法と同様です。)

【 社 保 】

* 請求書1枚目の該当種別の「医保(6歳)と公費の併用」欄に請求件数等を記載してください。

* 請求書2枚目の「公費と医保の併用」欄の空白行に法別番号別に請求件数等を記載してください。

* 社会保険に係る月遅れ分の制度改正以前分(乳幼児医療費助成)での請求がある場合は、従前どおり国保連合会へ請求してください。

【1枚目】(支払基金へ請求する場合)

平成 年 月分診療報酬請求書(医科・歯科 入院・入院外併用)

医療機関コード 00, 0000, 0

保険医療機関の

所在地及び名称

開設者氏名

印

下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

入・外

療養の給付				食事療養・生活療養			
件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額

(中略)

医保(6歳)と公費の併用

01	(協)						
02	(船)	(船)					
03	(日)						
04	(日特)						
31~34	(共)						
06	(組)						
63・72~75	(退)						
小 計							

(以下略)

【2枚目】

区 分		件数	診療実日数	一部負担金 (控除額)	件数	回数	金額	標準負担額
公費負担 の併用	12(生保)							
	10(感染症37の2)							
	81(子どもの医療)							
	12(生保)							
	10(感染症37の2)							

(以下略)

【 国 保 】

* 国民健康保険については、制度改正以前分(乳幼児医療費助成)と記載要領の変更はありません。

なお、月遅れ分の制度改正以前分(乳幼児医療費助成)での請求がある場合は、合算して記載してください。

様式第一 (一) (第二条関係)

2. 子どもの医療費助成事業に係るレセプトの作成について

【被用者保険の被扶養者の場合】

- * 窓口で提示された「健康保険被保険者証」及び「子どもの医療費受給資格証」に基づいて、レセプトへ保険者番号等を記載してください。
- * 子どもの医療費助成事業に係る公費負担者番号は別添(乳幼児医療助成事業時と同様)のとおりです。
- * 以下の「〇〇市子どもの医療費受給資格証」はイメージです。
(従前からある公費負担医療に係る併用レセプトの作成方法と同様です。)

受給資格証(イメージ)

〇〇市子どもの医療費受給資格証	
受給者番号	1234567
就学前	氏名
	生年月日
	住所
有効期間	
交付年月日	
発行機関名及び印	
公費負担者番号	8141 × × × ×

公費負担医療の
受給者番号①へ

公費負担者番号①へ

(注) 公費負担医療がある場合は公費②欄への記載となります。

健康保険被保険者証

保険者番号	06 41 × × × ×
記号番号	12・345
氏名	
住所	
資格取得年月日	

診療報酬明細書(医科入院外)		平成 年 月 分	県番 41	医療機関コード 00,0000,0	1医科	1社	2併	4六外
公費 番号①	81	41 × × × ×	公費 受給①	123456	7			
公費 番号②			公費 受給②					
氏名	1男 2女 平成 . . 生			特記事項		保険医療機関の所在地及び名称		
職務上の事由						床		

(以下略)

※負担金記載要領

医科の療養の給付欄

療 養 の 給 付	保 険	請求点	点	※ 決定点	一部負担金額	円
					減額 割(円)免除・支払猶予	
	公 費 ①		点	※ 点	①	円
			点	※ 点	②	円

歯科の療養の給付欄

公費分 点 数	請求	点	合 計	点
	決定	※		点
	患者負担額 (公費)	①	決 定	※ 点
		②		点
高額療養費	※	円	一部負担 金 額	減額 割(円) 免除・支払猶予 円

- * ①の欄については、第1公費に係る患者負担額を記載します。
- * ②の欄については、第2公費に係る患者負担額を記載します。
第1公費に係る患者負担額を第2公費(子どもの医療費助成事業)で助成します。

調剤の一部負担金額欄

保 険	請求点	点	※ 決定点	一部負担金額	円
				減額 割(円)免除・支払猶予	
	公 費 ①		点	※ 点	① 円
			点	※ 点	円

- * 子どもの医療費助成事業に係る一部負担金額欄は空欄とします。
- * ①の欄については、第1公費(子どもの医療費助成事業を除く)に係る患者負担額を記載します。

3. 請求書等記載事例及び計算事例(医科)

事例1 医療保険・子どもの医療(2併・通院)

* 患者負担額が限度額に満たなかった場合

- ・ 実日数 3 日
- ・ 受診 1 回目 249 点 ・ 受診 2 回目 751 点 ・ 受診 3 回目 500 点

診療報酬明細書 (医科入院外)				1 医科 1 社 2 2 併 4 六外			
公費①		81,41	公受①		保険 * * * * *		
公費②			公受②				
氏名	職務上の事由		特記事項		診療実日数	保	3 日
						①	日
			②	日			
療養の給付	保険	請求点 1,500	※決定点	一部負担金額 円			
	①			998			
	②				※高額	円	

【療養の給付の請求金額】

医療保険 1,500 点 × 8 割 = 12,000 円

子どもの医療 1,500 点 × 2 割

－ 998 円(子どもの医療に係る患者負担額) = 2,002 円

患者負担額 998 円

(患者負担額内訳)

1 回目 249 点 × 2 割 = 498 円

2 回目 751 点 × 2 割 = 1,502 円 500 円(限度額超え)

3 回目 患者負担額なし

※ 患者負担額が 500 円に満たない場合は、患者負担額の明細書への記載は 1 円単位で記載願います。

事例2 医療保険・子どもの医療(2併・通院)

* 1日2回受診した場合

- ・ 実日数 1 日
- ・ 受診 1 回目(午前) 300 点 ・ 受診 2 回目(午後) 400 点

診療報酬明細書 (医科入院外)				1 医科	1 社	2 2 併	4 六外
				保険	*****		
公費①	81,41	公受①					
公費②		公受②					
氏名			特記事項				
職務上の事由							
療養の給付	保険	請求点 700	※ 決 定 点	一部負担金額 円			
	①			1,000			
	②			※高額 円			
診療実日数	保	1 日					
	①	日					
	②	日					

【療養の給付の請求金額】

医療保険 700 点 × 8 割 = 5,600 円

子どもの医療 700 点 × 2 割

－ 1,000 円(子どもの医療に係る患者負担額) = 400 円

患者負担額 1,000 円

(患者負担額内訳)

1 回目(午前) 300 点 × 2 割 = 600 円 500 円(限度額超え)

2 回目(午後) 400 点 × 2 割 = 800 円 500 円(限度額超え)

※ 1 日に 2 回受診した場合の患者負担額は、上限 5 0 0 円を 2 回分徴収します。

事例3 医療保険・育成医療・子どもの医療(3併・通院)

* 育成医療に係る患者負担額(1割)の場合

・ 実日数 3 日
・ 受診 1 回目 800 点 ・ 受診 2 回目 800 点 ・ 受診 3 回目 800 点

診療報酬明細書 (医科入院外)				<table border="1"> <tr> <td>1 医科</td> <td>1 社</td> <td>3 3 併</td> <td>4 六外</td> </tr> <tr> <td>保険</td> <td colspan="3">*****</td> </tr> </table>				1 医科	1 社	3 3 併	4 六外	保険	*****		
1 医科	1 社	3 3 併	4 六外												
保険	*****														
公費①		16,41	公受①												
公費②		81,41	公受②												
氏名			特記事項		診療 実日数	保	3 日								
						①	日								
職務上の事由				②		日									
療養 の 給 付	保 険	請 求 点 2,400	※ 決 定 点	一部負担金額 円											
	①			2,400											
	②			1,000		※高額	円								

【療養の給付の請求金額】

医 療 保 険 2,400 点 × 8 割 = 19,200 円

育 成 医 療 2,400 点 × 2 割

－ 2,400 円 (育成医療に係る患者負担額) = 2,400 円

子 ども の 医 療 2,400 円 (育成医療に係る患者負担額)

－ 1,000 円 (子どもの医療に係る患者負担額) = 1,400 円

患 者 負 担 額 1,000 円

(患者負担額内訳)

1 回目 800 点 × 1 割 = 800 円 500 円 (限度額超え)

2 回目 800 点 × 1 割 = 800 円 500 円 (限度額超え)

3 回目 患者負担額なし

事例4 医療保険・子どもの医療(2併・入院)

診療報酬明細書（医科入院）				[略図]							
1 医科		1 社		2 2 併		3 六入					
保険		*****									
公費①		81,41		公受①							
公費②				公受②							
氏名				特記事項							
職務上の事由											
				※高額療養費 円							
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養費	保険	回数	請求 円	※決定 円	標準負担額 円	
	①	4,000		1,000		①	15	9,600		3,900	
	②					②					

給付対象外のため必ず「0」を記載してください。

【療養の給付の請求金額】

医療保険 4,000 点 × 8 割 = 32,000 円

子どもの医療 4,000 点 × 2 割

— 1,000 円(子どもの医療に係る患者負担額) = 7,000 円

患者負担額 1,000 円

【食事・生活療養費の給付の請求金額】

医療保険 9,600 円 — 3,900 円 = 5,700 円

子どもの医療 給付対象外

患者負担額 3,900 円

※ 入院の療養の給付に係る患者負担額は、上限 1,000 円です。
また、食事・生活療養費は、子どもの医療費助成事業の給付対象外です。

事例5 医療保険・育成医療・子どもの医療(3併・入院)

*** 育成医療の療養の給付に患者負担額があり、食事・生活療養に係る標準負担額が患者負担額の場合**

診療報酬明細書（医科入院）				【略図】						
1 医科		1 社		3 3 併		3 六入				
保険		*****								
公費①	16 41	公受①								
公費②	81 41	公受②								
氏名			特記事項							
職務上の事由										
				※高額療養費 円						
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	保険	回数	請求 円	※決定 円	標準負担額 円
	①	15,000				①	20	12,800		5,200
	②			10,000		②	0	0		0
						②	0	0		0

【療養の給付の請求金額】

医療保険 15,000 点 × 8 割 = 120,000 円

育成医療 15,000 点 × 2 割

— 10,000 円(育成医療に係る患者負担額) = 20,000 円

子どもの医療 10,000 円(育成医療に係る患者負担額)

— 1,000 円(子どもの医療に係る患者負担額) = 9,000 円

患者負担額 1,000 円

【食事・生活療養費の給付の請求金額】

医療保険 12,800 円 — 5,200 円 = 7,600 円

育成医療 給付対象外

子どもの医療 給付対象外

患者負担額 5,200 円

事例6 医療保険・小児慢性・子どもの医療(3併・入院)

＊ 小児慢性の療養の給付に自己負担があり、食事・生活療養の標準負担額を全額給付する場合

診療報酬明細書（医科入院）				【略図】					
1 医科		1 社		3 3 併		3 六入			
保険		*****							
公費①	52 41	公受①							
公費②	81 41	公受②							
氏名			特記事項						
職務上の事由			18 一般						
				※高額療養費 円					
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	保険	回数	請求 円	※決定 円	標準負担額 円
	①	15,000			①	20	12,800		5,200
	②			5,500	②				
					②	0	0		0

【療養の給付の請求金額】

医療保険 15,000 点 × 8 割 = 120,000 円

小児慢性 15,000 点 × 2 割

－ 5,500 円(小児慢性に係る患者負担額) = 24,500 円

子どもの医療 5,500 円(小児慢性に係る患者負担額)

－ 1,000 円(子どもの医療に係る患者負担額) = 4,500 円

患者負担額 1,000 円

【食事・生活療養費の給付の請求金額】

医療保険 12,800 円 － 5,200 円 = 7,600 円

小児慢性 5,200 円

子どもの医療 給付対象外

患者負担額 患者負担額なし

事例7 医療保険・小児慢性・子どもの医療(3併・入院)(高額療養費あり)

*** 小児慢性の療養の給付に自己負担があり、食事・生活療養の標準負担額を全額給付する場合**

診療報酬明細書（医科入院）				【略図】				<table border="1"> <tr> <td>1 医科</td> <td>1 社</td> <td>3 3 併</td> <td>3 六入</td> </tr> <tr> <td>保険</td> <td colspan="3">*****</td> </tr> </table>				1 医科	1 社	3 3 併	3 六入	保険	*****		
1 医科	1 社	3 3 併	3 六入																
保険	*****																		
公費①		52 41		公受①															
公費②		81 41		公受②															
氏名				特記事項				診療実日数											
職務上の事由				18 一般				保 7 日											
								① 日											
								② 日											
				※高額療養費				円											
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	保険	回数	請求 円	※決定 円	標準負担額 円									
	①	60,000				①	20	12,800		5,200									
	②			2,750		②	0	0		0									
				1,000															

【療養の給付の請求金額】

医療保険 60,000 点 × 8 割 = **480,000 円(高額療養費除く)**

(高額療養費) [60,000 点 × 2 割 - { (600,000 - 267,000) × 0.01 + 80,100 }] = **36,570 円**

小児慢性 60,000 点 × 2 割 - 36,570 円(高額療養費)

- 2,750 円(小児慢性に係る患者負担額) = **80,680 円**

子どもの医療 2,750 円(小児慢性に係る患者負担額)

- 1,000 円(子どもの医療に係る患者負担額) = **1,750 円**

患者負担額 **1,000 円**

【食事・生活療養費の給付の請求金額】

医療保険 12,800 円 - 5,200 円 = **7,600 円**

小児慢性 **5,200 円**

子どもの医療 **給付対象外**

患者負担額 **患者負担額なし**

別 添

子どもの医療費助成事業・実施機関番号一覧

市 町 名	実施機関番号								市 町 名	実施機関番号							
	公費番号		県番号		市町番号			検証		公費番号		県番号		市町番号			検証
佐 賀 市	8	1	4	1	0	0	1	1	基 山 町	8	1	4	1	0	6	3	1
唐 津 市	8	1	4	1	0	0	2	9	上 峰 町	8	1	4	1	0	6	7	2
鳥 栖 市	8	1	4	1	0	0	3	7	玄 海 町	8	1	4	1	0	7	8	9
多 久 市	8	1	4	1	0	0	4	5	有 田 町	8	1	4	1	0	8	1	3
伊 万 里 市	8	1	4	1	0	0	5	2	大 町 町	8	1	4	1	0	8	5	4
武 雄 市	8	1	4	1	0	0	6	0	江 北 町	8	1	4	1	0	8	6	2
鹿 島 市	8	1	4	1	0	0	7	8	太 良 町	8	1	4	1	0	9	0	4
小 城 市	8	1	4	1	0	0	8	6	白 石 町	8	1	4	1	0	9	3	8
嬉 野 市	8	1	4	1	0	0	9	4	み や き 町	8	1	4	1	0	9	4	6
神 埼 市	8	1	4	1	0	1	0	2	吉野ヶ里町	8	1	4	1	0	9	5	3